

疑義照会(回答)票

照会日 平成 22 年 3 月 11 日
照会部署名 茨城事務センター管理・厚年適用G
照会担当者 (一般職) 伊東 隆運
連絡先 [REDACTED]
[REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 大塚

(案件)

(受付番号) No. 2010-372	外貨で賞与を支払った場合について
------------------------	------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

外貨で賞与を支払った場合の取り扱いについてどのように対応したらよいか。
外貨を日本円に換算する場合は、例として健康保険の海外療養費等のような換算基準があるのか、ご教示願います。

(回答)

被保険者に外貨で報酬を支払う場合は、健康保険の海外療養費等の取扱い（昭和 56 年 2 月 25 日保険発第 10 号）に準じて、実際に支払われた外貨の金額を、支払い日の外国為替換算率で日本円に換算した金額を報酬額とすることが妥当と考える。

回答日 平成 22 年 9 月 10 日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 田畠 奈津子
連絡先 [REDACTED]

[主管担当部署の長の確認] 山上
(軽微なものについてはグループ長)